

第2次  
東郷町  
男女共同参画  
プラン

# あなたらしさ 私らしさを 発揮して 輝く社会

2018年度 ▶ 2027年度  
(平成30年)



## 1 東郷町のめざすべき社会

男女が互いにその人権を尊重し、性別を問わず、  
その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現



**男女共同参画社会の実現**



### 男女共同参画社会 とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。



## 2 計画の背景と趣旨

- ◆ 東郷町では、2008（平成20）年に「東郷町男女共同参画プラン」を策定、2011（平成23）年に「東郷町男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策・事業に取り組んできました。
- ◆ この計画は、これまでの取組の検証、社会情勢の変化、住民意識を踏まえ、女性の活躍推進や多様な性への理解促進など新たな課題にも取り組みながら、男女共同参画をさらに推進するため策定しました。

## 3 基本理念

- ◆ この計画は、男女共同参画社会の実現のため、東郷町男女共同参画推進条例に規定する次の6つの基本理念をもとに推進します。

1 男女の人権の尊重	2 社会の制度や慣行についての配慮	3 政策や方針決定への共同参画
4 家庭生活と職場や地域等での活動との両立	5 性と生殖に関する健康と権利について、自らの意思の尊重	6 国際協調の下での男女共同参画の推進

## 4 計画の各基本方針の概要

### 基本方針1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識改革

#### ●●● 基本施策と主な事業 ●●●

- 1 人権を尊重した男女共同参画の意識の啓発
  - ・男女共同参画に関わる講座等の開催
  - ・広報紙やホームページ等を通じた啓発
- 2 男女共同参画を推進する教育や学習の充実
  - ・キャリア教育の推進
  - ・小中学生を対象とした講座の実施
  - ・小中学校での副読本等を活用した男女共同参画教育の推進
- 3 多様な性や生き方への理解の促進
  - ・性的少数者に関する理解の促進
  - ・性的少数者への支援



### LGBT(性的少数者)とは

性的少数者を限定的に指す言葉。女性同性愛（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛（ゲイ、Gay）、両性愛（バイセクシュアル、Bisexual）、性同一性障がい（トランスジェンダー、Transgender）の人々を意味している。他にも身体的に男女の区別がつきにくい人（インターセックス、intersex）や自身の性自認や性的指向が定まっていない人（クエスチョニング、queer/questioning.）などの性的少数者も存在している。

## 基本方針2 あらゆる分野における個人の活躍の推進

### ●●● 基本施策と主な事業 ●●●

#### 1 政策や方針決定過程への女性の参画促進

- ・ 審議会等への女性委員の積極的登用の推進
- ・ 町役場の女性職員の管理職登用の推進

#### 2 女性の能力開発と就業の支援

- ・ 女性の能力開発のための学習機会の充実
- ・ 再就職や再雇用の支援及び起業支援の充実

#### 3 子育てや介護などへの社会的支援の充実

- ・ 子育て環境の整備
- ・ 子育てに関する多様な情報の提供
- ・ 子育てについての相談支援の充実

#### 4 男性の家庭生活への参画促進

- ・ 男性の家庭生活への参画に対する理解促進
- ・ 男性の家庭生活への参画に関する講座の開催

#### 5 様々な分野における男女共同参画の推進

- ・ 区、自治会における男女共同参画の推進
- ・ 防災に関する男女共同参画意識の醸成

## 基本方針3 男女が共に働きやすい職場環境の整備

### ●●● 基本施策と主な事業 ●●●

#### 1 ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供と意識啓発
- ・ 先進的な企業の実践紹介
- ・ 事業所におけるイクボスの推進

#### 2 よりよい労働環境の整備

- ・ 法制度の周知徹底と男女平等の積極的推進
- ・ ハラスメント防止のための広報



### ワーク・ライフ・バランスとは

働くすべての人が「仕事」と、家事・育児・介護、趣味・学習、休養、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。単に仕事と私生活に割く時間を半々にするという意味ではなく、すべての人がライフステージなど置かれた状況に応じて、多様な生き方・働き方を選択できる社会を目指している。

## 基本方針4 誰もが安心して心豊かに暮らせる社会づくり

### ●●● 基本施策と主な事業 ●●●

#### 1 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

- ・DVなどの暴力を根絶するための啓発や情報提供
- ・配偶者等に対する暴力に関する相談体制の充実

#### 2 生涯を通じた健康づくり支援

- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する相談体制の充実
- ・男女共同参画の視点にたった高齢者福祉施策の推進
- ・メンタルヘルス対策の充実

#### 3 様々な困難を抱える人々への支援

- ・男女共同参画の視点にたった障がい者の自立支援の推進
- ・ひとり親家庭への経済的な支援



#### DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

夫婦や恋人などの親密な関係にある人、またはあった人からの身体的、精神的、性的な苦痛を与える暴力的な行為、その他心身に有害な影響を及ぼす発言または行動のこと。



#### リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは

性と生殖に関する健康と権利。身体的・精神的・社会的な健康を維持し、安全で満足のある性生活を営み、子どもを持つか持たないか、いつ、何人持つかについて決める権利のこと。

第2次東郷町男女共同参画プラン  
～あなたらしさ 私らしさを 発揮して 輝く社会～ 【リーフレット版】

平成30年3月

発行 東郷町

編集 東郷町生活部くらし協働課

住所 〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

電話 0561-56-0727 (直通)

男女共同参画社会



東郷町